

施策の内容と事業

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識を高め合うまちづくり





	成果指標		目標値
1	【市民意識調査】社会全体として (男女の地位が) 平 等であると感じる人の割合	11.8%	50.0%
2	人権尊重に関する啓発事業の回数	4 回	5 回
3	【市民意識調査】学校教育の場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	52.1%	70.0%
4	男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数	2 回	4 回

男女共同参画社会の実現のためには、人権の視点が何よりも重要なものになります。 幼児期からの意識づくりは重要であり、学校教育の場だけでなく家庭や地域における 大人のあり方や考え方も、子どもたちに強い影響を与えます。

本市の「市民意識調査」において、社会全体で男女の地位が平等であると感じている市 民の割合は1割程度と非常に低くなっています。

わたしたちの日々の生活の中には、社会慣習に根ざした固定的性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が依然として強く残っており、社会における様々な場面で男女間の不平等を感じることが多いのが現状です。

固定的役割分担意識に基づく偏見や習慣は、個人の能力の発揮や生き方の選択の幅を 狭めており、互いにその個性を認めて理解し合い、すべての人が自分らしく生きるために は、あらゆる場面での様々な啓発事業や学習・教育活動を推進し、一人ひとりの人権意識 を高めることが必要です。

1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

施策の方向

(1) 固定的性別役割分担意識をなくすための広報・啓発の充実

具体的施策	実施内容	担当課
広報・ホームページ等に よる啓発の充実	市広報やホームページ等に、男女共同参画に関する啓発や情報提供を行います。	総合政策課
男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書、視聴覚教材、資料等を整備し意識の高揚を図ります。	総合政策課 生涯学習課 図書館

2. 人権尊重意識の醸成

施策の方向

(1) 人権尊重に関する啓発の強化

具体的施策	実施内容	担当課
人権を尊重する意識の醸 成	人権尊重の意識を高めるため、講演会や街頭啓発等、人 権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。	総合政策課地域福祉高齢課
LGBT等に関する理解 の促進及び情報提供	LGBT (性的少数者)等に関する正しい情報を提供し、 当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に 生き方を選択できる社会の実現に努めます。	総合政策課地域福祉高齢課
人権相談の実施	専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。	地域福祉高齢課

3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

施策の方向

(1)保育・教育における男女共同参画の推進

具体的施策	実施内容	担当課
保育士・幼稚園教諭・教育 関係者の男女共同参画に 関する理解の促進	男女共同参画の視点に立って保育・幼児教育を推進できるよう、研修等を通して意識の向上を図ります。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所
男女共同参画の視点に立 った保育・教育活動の推 進	男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動 及び教材・資料等の選定について配慮を行い、固定的性 別役割分担意識を容認しないよう配慮します。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 幼稚園 保育所
保護者に対する意識啓発 の推進	子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を 図るとともに、PTA等の保護者による活動を通じ、男 女双方の参加促進を図ります。	教育総務課 学校教育課 幼児支援課 生涯学習課

(2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

具体的施策	実施内容	担当課
生涯にわたる学習機会の充実	男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できるよう、多様化・高度化した学習需要に対応する生涯を通じた学習機会を提供します。	総合政策課 生涯学習課
男女共同参画に関するセ ミナー、講座の開催また は情報提供	家庭や地域で男女平等意識を育むために、セミナーや 講座を実施し、男女共同参画の理解を深める機会を提 供します。	総合政策課

基本目標Ⅱ

だれもが活躍できるまちづくり 【瑞穂市女性活躍推進計画】





	成果指標	現状値 (平成30年度)	目標値
5	審議会等の委員における女性の割合	24.4%	40.0%
6	保育施設待機児童数	0人	0人
7	【市民意識調査】 「職場において」(男女の地位が) 平等であると感じる人の割合	22.9%	50.0%
8	男女共同参画に関する事業の参加事業所数	20 社	40 社

男女共同参画社会においては、男女が社会における対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることが必要です。 女性の政策・方針決定過程への参画はこれからの社会づくり、まちづくりに大変重要な意味を持ってきます。

現在、本市における女性の管理職、市民の代表である市議会議員、自治会長、あるいは 審議会等における女性の割合は、低い状況にあります。これは男性だけでなく、女性にも 固定的性別役割分担意識が根強くあるためであると考えられます。今後は、市をはじめ、 地域活動や企業等においても、企画立案から男女が共同して参画することの重要性について啓発及び人材育成を積極的に進める環境を整備していかなければなりません。

また、働くことは、人々が生きていくうえでの経済的基盤であると同時に、人生を豊かに生きるための自己実現の場でもあり、さらには社会貢献の場でもあることから、男女共同参画社会の実現にとって、雇用の分野は極めて重要な意味をもっています。しかし、本市の「市民意識調査」において、職場において男女の地位が不平等であると感じている市民は半数以上にのぼっており、職場における男女格差の是正が急がれます。

女性労働者が性により差別されることなく、個人の能力に応じた機会と待遇が確保され、また、多様な働き方に応じた適切な労働条件が確保される職場づくりを事業者に働きかけるとともに、女性の再就職や起業支援を行うことも必要です。また、男女がともに、家庭における役割と責任を担うことができるよう、就業形態の見直しや、仕事と家庭の両立のための制度の充実に取り組むことも必要です。

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

施策の方向

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

具体的施策	実施内容	担当課
行政における審議会等委 員への女性の積極的登用 の促進	女性委員登用状況の定期的な調査を実施し、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、女性委員比率 の向上と委員公募制の積極的導入に努め、審議会等へ意 欲のある人の参画を促します。	総合政策課
行政における女性職員の 採用・登用の促進	庁内において、現状の職務分担を見直し、職場や職種等において男女の比率が大きく偏らないような、配置、職域拡大を進めます。また、女性管理職の登用拡大を図ります。	総務課
企業、団体等の意思決定 過程における女性の参画	企業や団体等に向けてポジティブ・アクション等につい ての情報提供やセミナー等を実施し、女性登用や人材活 用の促進を働きかけます。	総合政策課 商工農政観光課

2. 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

(1) 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援

具体的施策	実施内容	担当課
仕事と子育て・仕事と介 護の両立のための制度の 定着促進と充実	育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努めま す。	総合政策課
ワーク・ライフ・バランス の推進	仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。また、男性の仕事中心 意識の見直しに向けた啓発に努めます。	総合政策課
企業等へのワーク・ライ フ・バランスの推進	企業等に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する先進的な取組事例や必要性等に関する情報提供と理解普及に努め、両立支援に向けた企業等の取組を促進します。また、育児・介護休暇を取得しやすい職場環境づくりの整備促進について働きかけます。	総合政策課 商工農政観光課
保育施設待機児童の解消	仕事と子育て等の両立支援の一環として、待機児童が発生しないよう、計画的に保育所定員について拡充していきます。	教育総務課幼児支援課
多様なライフスタイルに 対応した保育サービスの 充実	低年齢時中途入所、延長保育、一時保育、障がい児保育、 病後児保育等の充実を図ります。	教育総務課 幼児支援課

具体的施策		担当課
子育て相談の充実	子育て家庭の不安解消のため、男女共同参画の視点に配慮した子育て親子の交流や相談の場づくりを支援し、地域における子育て支援環境の充実を図ります。	健康推進課 幼児支援課
子育て支援情報の充実	市広報、ホームページや子育て支援センターだより等を 利用して、子育て支援情報を提供します。	幼児支援課
放課後児童クラブ(学童	地域に根ざした、放課後児童クラブ(学童保育)の運営	教育総務課
保育)の充実	の充実を図ります。	幼児支援課
ファミリー・サポート・セ ンター事業の充実	育児の相互支援等を行うファミリー・サポート・センタ ー事業がより利用しやすいものになるよう、充実を図り ます。	幼児支援課

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

(1)職場における男女共同参画推進のための環境整備

具体的施策	実施内容	担当課
女性活躍推進法の周知	女性活躍推進法を周知し、女性の職業生活における活躍 の推進と、豊かで活力ある社会の実現を図ります。	総合政策課
企業等への各種ハラスメ ント防止に関する情報提 供・啓発の実施	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない働きやすい職場環境の整備についての啓発 に努めます。	総合政策課
相談窓口の情報提供と充実	労働に関する相談窓口の情報提供と関係機関との連携 による相談の充実を図ります。	商工農政観光課

(2)多様な働き方の支援

具体的施策	具体的施策	
企業等に対する就業形態 や職場慣行の見直しの推 進	企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就 業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、 多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制 度、短時間勤務制度等の利用を奨励します。	総合政策課商工農政観光課
再就職希望者への支援の充実	情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。また、企業等に対して、再雇用制度や職場復帰プログラム等の整備を働きかけます。	商工農政観光課 幼児支援課
女性の就業能力開発講座 の充実・情報提供	就業に役立つ講座、キャリアアップのための実務講座を 開催または情報提供することで、働くことを希望する女 性を支援します。	総合政策課

基本目標Ⅲ

だれもが安心して 暮らせるまちづくり











	成果指標	現状値 (平成30年度)	目標値
9	【市民意識調査】「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合	20.4%	45.0%
10	女性消防団員の人数	14 人	15 人
11	若年層健康診査「good ライフ健診」受診率	5.5%	10.0%
12	妊産婦教室への男性参加割合	35.8%	40.0%
13	第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合	20%	30%
14	就労支援員の支援により雇用に至った者の人数	18人	25 人
15	各種イベントの際の DV に関する広報啓発活動の回数	2 回	3 回
16	DV の相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合	60.0%	80.0%
17	DV 被害者が関係機関等に相談した割合	7.7%	40.0%

男女共同参画社会は、性別のみならず、年齢、国籍、障がい等の違いや有無にかかわらず、その人がもてる力を最大限に発揮し、お互いに支えあって、安心して暮らせる社会であるべきです。男女共同参画社会を実現するためには、男女が生涯にわたって心身ともに健康を維持することができ、家庭生活・地域生活の活動に個性と能力をあらゆる分野に発揮できる環境づくりが必要です。

なかでも、家庭・地域における環境づくりは非常に重要であり、男女共同参画の原点です。男女ともに家庭・地域における相互の参画が不十分な状況を認識し、社会がこれを支援していかなくてはなりません。

近年では、東日本大震災といった大災害を契機に、防災・災害復興対策に「男女共同参画」の視点を盛り込む動きが進んでいます。避難所での女性や子育て家庭のニーズへの配慮や、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画を促進する必要があります。

また、夫と妻、親と子の家庭内暴力が社会問題となっており、家族間の繋がり、地域コミュニティの希薄化が殺伐とした社会を生み出しています。男女共同参画を通じて一人の人間としての生き方が尊重されるよう、弱者への暴力・虐待を予防し、それを容認しない社会づくりへの啓発を若年層にも広げ、普及していくことが必要です。

1. 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

施策の方向

(1) 家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援

具体的施策	実施内容	担当課
家庭・地域における男女 共同参画意識浸透のため の啓発活動推進	市の広報、ホームページ等での情報提供等、あらゆる機会を利用して、男女がともに家庭及び地域に参画する意識の浸透を図ります。	総合政策課 市民協働安全課
男性の家庭生活等への参画の促進	育児や介護の負担が女性に偏らないようにするため、男性に向けた育児や介護に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促します。	総合政策課健康推進課
地域活動における女性の参画	地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。	市民協働安全課

(2) 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大

具体的施策	実施内容	担当課
男女双方に配慮した地域 防災(復興)の推進	防災等の政策・方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成をします。地域防災(復興)対策には、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、地域防災計画を、男女共同参画の視点で見直します。	市民協働安全課
男女共同参画の視点に立った地域防災力の向上	地域コミュニティにおける男女の参画や災害・防災に関する知識の習得を進め、定期防災訓練の参加を図ります。防災に対する意識を向上し消防団における女性の活躍を促進します。	市民協働安全課
地域活動における女性消 防団員の確保・配置促進	地域活動における女性消防団員を育成し、防災の要として配置を促進して積極的に参加できるよう支援します。	市民協働安全課

2. 生涯を通じた健康支援

施策の方向

(1) 生涯を通じた健康づくりの土台を築く

具体的施策	実施内容	担当課
ライフステージに応じた 健康の保持及び推進	生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診 査、検診の受診促進や健康教育等を推進します。	医療保険課健康推進課
食育の推進	健全な食生活を実現する能力を養成するための食育を 推進します。	健康推進課
健康相談の充実	心の悩みや体の悩み、更年期に関する悩み等について窓 口相談、電話相談等健康相談窓口を充実させます。	健康推進課

(2) 安心して楽しく出産や子育てを行うための情報と場の提供

具体的施策	実施内容	担当課
母子保健施策の充実	母性は次世代を産み育てるという重要な社会機能であるという認識を深めるよう、若い世代からの意識啓発を推進します。母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産までの一貫した健康診査、保健指導、相談等のサービスを充実させます。	健康推進課
子育て世代包括支援センターの充実	妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所と して設置します。助産師・保健師による助言や情報提供、 「子育てプラン」の作成の支援を行います。	健康推進課

3. 困難な状況におかれている人々への支援

施策の方向

(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	実施内容	担当課
介護サービスの充実	高齢者等が自宅や施設において安心して生活していく うえで、介護の負担を家族、とりわけ女性に偏らせるこ となく、社会全体で支えていくために介護サービスの充 実を図ります。	地域福祉高齢課
在宅福祉サービスの充実	高齢者や障がい者の生活の質を向上させ、介護をする人 の支援体制を整備します。	地域福祉高齢課
高齢者、障がい者に対す る情報提供及び、相談体 制の充実	高齢者、障がい者の自立した生活を可能にする多様なサ ービスの情報提供や相談を実施します。	福祉生活課地域福祉高齢課
外国人に対する情報提供 及び、相談体制の充実	外国籍の人が日常生活で困ることがないよう、外国語に よる情報提供や相談体制の充実、日本語支援等の充実を 図ります。	市民恊働安全課
高齢者、障がい者の社会 参加活動の促進	高齢者等が社会との関わりを持ち続けることができるように、社会参画に関する広報による啓発・情報提供を行います。また、社会福祉協議会との連携によりボランティアの育成や活動機会の拡充に努めます。	福祉生活課 地域福祉高齢課
高齢者健康講座の充実	介護予防を含めた健康づくりを支援するための講座を 開催します。	地域福祉高齢課健康推進課
老人クラブ活動への支援 の充実	高齢者の自主組織である老人クラブの活動への支援を 行います。さらに、女性の役員登用等、男女共同参画の 視点に立った運営を促進します。	地域福祉高齢課
障がい者の就労の促進	障がい者がその能力を十分発揮できるよう、就労の場の 拡大と就労支援の充実や障がい者の就労促進に取り組 む家族や中間支援団体等に対する支援に努めます。	福祉生活課

(2) 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

具体的施策	実施内容	担当課
生活困窮者やひとり親家 庭等の生活及び自立支援 の充実	生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。 また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。	福祉生活課

4. あらゆる暴力の根絶にむけた支援

【瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画】

施策の方向

(1) DVを予防するための対策の充実

具体的施策	実施内容	担当課
広報啓発活動による普及	人権尊重の意識を高めるため、市の広報・ホームページ 等の各種メディアの活用や、イベント等の機会を通し て、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行いま す。	福祉生活課
学校教育における暴力防 止教育	学校教育を通じて若年層に向けた暴力予防教育を推進します。	学校教育課 生涯学習課

(2) DV被害者の安全確保と自立支援

具体的施策	実施内容	担当課
被害者の安全確保	迅速な対応が必要な場合は、各関係部署と連携し、一時 保護するなど安全確保を図ります。	福祉生活課
被害者の支援にかかる情 報の取り扱いへの留意	DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子について、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩等のないよう努めます。	福祉生活課
様々な配慮を必要とする 被害者への対応	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を行う ことで、被害者への細やかな配慮を行います。	福祉生活課
関係者による通報の周知	被害者を発見したときにためらいなく市や警察に通報ができるよう、市の広報紙等を活用しDV防止法に基づく通報についての周知に努めます。	福祉生活課

具体的施策	実施内容	担当課
検診等の行事を通じた発 見と対応	子どもの健診等を通して早期発見に努め、関係部署による早期対応の体制を強化します。	福祉生活課 健康推進課
子どもの安全確保とケア	関係機関と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、被害者の子どもの生活について適切に配慮されるよう慎重に対応します。	福祉生活課 学校教育課 幼児支援課
被害者の自立支援	保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として自助グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。	福祉生活課

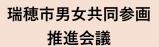
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

具体的施策	実施内容	担当課
DV等に関する相談体制 の充実	市の広報・ホームページ等による DV 等に関する情報 の啓発に努め、DV やセクシュアル・ハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、研修等に相談員を参加させ、最新の知識 の習得、スキルアップを図ります。	福祉生活課 健康推進課
手続の一元化についての 検討	被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図るため、手続 の一元化について検討します。	福祉生活課
庁内連携の強化	庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署や子育て関連の部署等において、情報の管理と意識の徹底を図ります。	福祉生活課
庁外関係機関との連携強 化	医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進 します。	福祉生活課
関係者からの二次被害の防止	DVの特性等を十分に理解し、被害者にさらなる被害 (二次被害)が生じることのないよう、被害者の状況に 十分に配慮した慎重な対応を行います。	福祉生活課

第5章

計画の推進体制

1. 推進組織体制



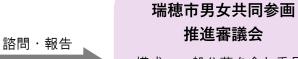
構成:部長職以上の職員

役割:計画の策定及び推進

ワーキングチーム

(総合政策課が主宰)

関係各課から選任された職員



構成:一般公募を含む委員

15名以内

役割:推進に関する総合的

施策,その他の重要な

事項の調査・審議等

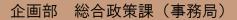


国・県・関係機関



市民

公募



答申・提言

市民と行政の協働による推進

2. 市民と行政の協働による推進

男女共同参画社会の実現は、行政だけで達成できるものではなく市民と協働して進めていくものです。基本計画の推進は、より効果的に実効性のあるものにするために、市民一人ひとりの協力は無論のこと、市民団体、非営利団体 (NPO)、関係団体と連携を密にして、男女共同参画の視点であらゆる分野の諸施策に反映させていきます。

具体的施策	実施内容	担当課
市民団体・グループ等 との連携・支援	男女共同参画を推進する団体、NPOを支援し、連携協力を深めながら啓発活動をはじめとして男女共同参画の取組を協働して実施します。	総合政策課
公募委員制の導入	広く市民等の意見を反映させるため、委員の公募制度の 積極的な導入を図ります。	全課
パブリックコメントの 実施	計画の見直し等の重要な施策について、パブリックコメントの実施により多くの市民の意見を反映させます。	全課
市民意識調査の実施	男女共同参画に対する市民の意識を適宜調査し、市民に 対する意識の浸透度や施策効果の検証を行います。	総合政策課



目次

0	SDG s	56
0	瑞穂市男女共同参画推進条例	57
0	瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱	61
0	男女共同参画社会基本法(抄)	62
0	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	65
0	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)	74
0	瑞穂市第2次男女共同参画基本計画策定の経過	84
0	瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿	85
0	男女共同参画に関する国内外の動き(年表)	86

O SDGs

SDGs とは、Sustainable Development Goals の略であり、2015年の国連サミットで採択された 2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標です。すべての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むものです。





〇 瑞穂市男女共同参画推進条例

平成22年12月17日 条例第32号

目次

前文

第1章総則(第1条-第8条)

第2章 権利侵害の禁止等(第9条・第10条)

第3章 基本的施策等(第11条—第18条)

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会(第19条-第22条)

第5章 その他(第23条)

附則

我が国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、男女共同参画社会基本 法の制定等、男女平等の実現に向けた取組みが行われてきた。瑞穂市は、揖斐川、長良川が流れる自然豊かな地で、交通アクセスも良く、住宅地として発展を続けるまちであり、女性の社会進出が一層促進されつつある。本市が、さらに活力ある住みやすいまちとして発展していくために、今まで以上に男女がお互いの特性を認め合い、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、対等な立場で家庭、地域、学校、職場等のあらゆる社会分野に参画し、ともに人としての責任を分かち合う共同参画社会の実現を目指している。私たち市民は、「おもいやり」、「ささえあい」の精神に基づき、次世代を担う子どもたちのためにも、平和で生き生きとした夢のある社会の実現を求め、協働して男女共同参画の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者(以下「市民等」という。)の役割を明らかにし、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等がともに総合的かつ計画的に推進することにより市における男女共同参画社会を実現させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他社会のあらゆる分野(以下「社会分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会分野における活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女間の格差が生じていると認められている部分について、男女のいずれか一方に積極的に機会を提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 市民団体市内において自発的な社会活動を行う非営利の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行っている個人及び法人その他団体をいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又はパートナー等に対する 身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力及び当該暴力的行為に付随して生じ る乳幼児又は高齢者への暴力的な行為をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行

により、相手方の生活環境を害し、又は当該 相手方に不利益を与える行為をいう。

(9) 協働 市と市民等が、共通の目的を達成するために、継続的で対等協力関係を形成し、それぞれが単独で行うよりもよい効果をあげるように、能力、情報等を提供し、協力し合うことをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
- (1) 男女の人権の尊重 男女が個人として尊重され、社会分野において 性別による差別的取り扱いを 受けることなく、個性と能力が十分に発揮で きる機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度 及び慣行が、男女の社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、 男女が対等な構成員として参画する機会が 確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活における活動及び社会生活における活動に 対等に参画することができること。
- (5) 国際的協調 国際的な取組み及び在住外国人への理解のもとに、男 女共同参画社会の形成のため の取組みが行われること。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関し、国、県及び他の地方公共団体と連携を 図るとともに、市民等 との協働に努めなければならない。
- 3 市は、率先して男女共同参画を推進する職場として、男女がともに働きやすい職場環境の整備等に 取り組まなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現についての理解を深め、社会分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (市民団体の責務)
- 第6条 市民団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努 めるとともに、当該団体の方針の決定、計画の立案等において、男女がともに参画する機会を確保するよう努めなければならない
- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

- 第7条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。
- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第8条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女が対等に参画し、能力を発揮できるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、男女がともに、職業生活、家庭生活、地域生活等を両立できるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市、市民、市民団体、教育関係者及び他の事業者が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び事業活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 すべての人は、社会分野において性別による差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他人権を侵害する行為を行ってはならない。 (公衆に表示する情報 に関する留意)

第10条 市及び市民等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、暴力的行為 及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなけれ ばならない。

第3章 基本的施策等

(基本計画)

- 第11条 市長は、男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 市長は、基本計画を策定するにあたっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、第4章に規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
 - 5 市長は、基本計画を変更するときは、前3項の規定に準じて手続を行うものとする。

(積極的改善措置)

- 第12条 市は、市のすべての委員会、審議会等における委員等を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講じて、男女の均衡を図るよう努めるものとする。
- 2 市は、あらゆる分野の意思決定の過程において、男女の参画する機会に格差が生じないよう市民等と協力し、改善に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ、実効性のあるものにするため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解を深めるため、広報活動の充実その他の適切な措置を講ずるものとする。

(学習の支援等)

第15条 市は、市民等が行う男女共同参画についての関心や理解を深めるための学習を支援し、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において必要な援助ができるよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

- 第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、総合的かつ効率的に推進するため、その組織の充実及び強化に努めるものとする。
- 2 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点機能を整備するよう努めなければならない。

(苦情、相談等への対応)

- 第17条 市は、市民等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進を阻害する行為についての苦情、意見及び相談(以下「苦情等」という。)がある場合は、これを受け付け、関係機関と連携を図り、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による苦情等に対し適切に対応するため必要があると認めるときは、第4章に 規定する瑞穂市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。
- (公表) 第18条 市長は、毎年、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の進捗状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第4章 瑞穂市男女共同参画推進審議会

(設置)

- 第19条 市における男女共同参画の推進に関する総合的施策その他重要事項の調査及び審議等を行 うため、瑞穂市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査、審議及び答申するものとする。
 - (1) 基本計画の策定及び変更並びに進捗状況に関する事項
 - (2) 第17条の苦情等への対応に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項に関する事項
- 3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の 実施について、市長に 意見を述べることができる。

(組織)

- 第20条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 公共的団体等が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 3 委員は、広く各界各年齢層の中から適切な人材を選任するよう努めるものとする。
- 4 委員の委嘱については、公募制度の積極的な導入を図り委員の総数の2割以上を占めるようにするものとする。ただし、公募による委員がその定数に 満たない場合は、他の方法により選任できるものとする。
 - 5 男女いずれか一方の委員の数は、総委員数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

- 第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第22条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理するほか、審議会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5章 その他

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附即

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている瑞穂市男女共同参画基本計画(平成22年3月25日策 定)は、第11条に規定する基本計画とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に瑞穂市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、その残任期間とする。

○ 瑞穂市男女共同参画推進会議設置要綱

平成20年11月21日 訓令第13号 改正 平成21年3月26日訓令第3号 平成23年3月9日訓令第3号 平成27年3月24日訓令第4号 平成30年3月30日訓令第3号

(設置)

第1条 市における男女共同参画社会実現のための施策を総合的に企画、調整し、かつ、効果的に推進するため、瑞穂市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画基本計画の策定及び推進における関係部課間の総合調整に関すること。
 - (3) 前2号のほか前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、推進会議を統括する。
- 3 副会長は、企画部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキングチーム)

- 第5条 推進会議の補助及び所掌事項を円滑に推進するためワーキングチーム(以下「チーム」という。) を置く。
- 2 チームの委員は、別表に掲げる男女共同参画に関係する課の職員で関係部課長等の承諾を得て、選任 された者をもって充てる。
- 3 チームは、企画部総合政策課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議及びチームの庶務は、企画部総合政策課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進会議及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月9日訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日訓令第4号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

総合政策課、市民協働安全課、総務課、市民課、医療保険課、福祉生活課、地域福祉高齢課、健康推進課、都市開発課、都市管理課、商工農政観光課、環境課、教育総務課、学校教育課、幼児支援課、生涯 学習課

○ 男女共同参画社会基本法(抄)

(平成11年6月23日法律第78号)

(最終改正:平成11年12月22日法律第160号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに かんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に 準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ 計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定 し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(一部改正:令和元年6月5日法律第24号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の 家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業 生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下 に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職 業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ 継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人 の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍 の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう 努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画) を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての 計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの を定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で 定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主 行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合 について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又 は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、 厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適 合するものである旨の認定を行うことができる。 (認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの (次項及び第十四条第一項においてにおいて「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付する ことができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付して はならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した 一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任している こと、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであること その他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第 一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認 定を取り消すことができる。
- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定め るものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業 主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集 の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般

(一般事業主に対する国の援助)

事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。) は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなけれ ばならない。
- ー その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は 営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第 一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の 職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情 報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を 営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の 情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができる ものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融 公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の 調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職 業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が 優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施 策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を 深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性

の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。 (協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会 の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する 一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に 対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

(平成13年4月13日法律第31号)

(最終改正:令和元年6月26日法律第46号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現 に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不 法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な 影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された 場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を 含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚 したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項に おいて「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本 的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければなら ない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町 村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長 に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該 市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターと しての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務 を行うものとする。
- 一被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、 第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委

託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章に おいて同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報 するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に かかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報す ることができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、 被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明 及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定め

るところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を 受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を

用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心 を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当 該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地 (保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に 掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに 足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者 と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、 申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人 法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならな い。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長 又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書 面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を 管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項 までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならな い。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該 保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命 令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第 一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後に おいて、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな いことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは 謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができ る。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期 日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその 職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務 する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認 証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解 を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及 び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の 更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並び に被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣 が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して 行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ ならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、 同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条

被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項

配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八 条第一項

配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項

離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(以下省略)

○ 瑞穂市第2次男女共同参画基本計画策定の経過

平成29年度

平成29年7月18日	第1回男女共同参画推進審議会
亚式00年10日4日	第2回男女共同参画推進審議会
平成29年12月4日 	・瑞穂市男女共同参画基本計画における指標項目の見直しについて
亚世20年0日06日	第3回男女共同参画推進審議会
平成30年2月26日 	・瑞穂市男女共同参画基本計画における指標項目の見直しについて

平成30年度

亚世20年5日20日	第1回男女共同参画推進審議会	
平成30年5月28日	・市民意識調査について	
平成30年11月30日~12	男女共同参画に関する市民意識調査(事業所向け)実施	
月26日	・商工会に所属する836事業所が対象	
H200 	・有効回答率 12.1%	
平成31年1月15日~ 1月31日 平成31年2月25日	男女共同参画に関する市民意識調査(市民向け)実施	
	・市民2,000人が対象	
	・有効回答率 32.2%	
	第2回男女共同参画推進審議会	
十八〇十十七月20日	・市民意識調査(結果)について	

平成31年度(令和元年度)

△和二年6日00日	第1回男女共同参画推進審議会		
令和元年6月28日 	・瑞穂市第2次男女共同参画基本計画策定について		
	第2回男女共同参画推進審議会		
令和元年8月20日	・諮問		
	・瑞穂市第2次男女共同参画基本計画(案)について		
令和元年9月27日	第3回男女共同参画推進審議会		
节和几平9月27日	・瑞穂市第2次男女共同参画基本計画(案)について		
令和元年11月13日~令和	パブリックコメント		
元年12月12日			
令和2年2月14日	答申		
令和2年3月	「瑞穂市第2次男女共同参画基本計画」策定		

〇 瑞穂市男女共同参画推進審議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

役職	氏名	所属団体等
会長	宮坂 果麻理	朝日大学
副会長	栗山 利宏	公募委員
	江間 安男	公募委員
	小倉 妙子	公募委員
	河村 岳昌	瑞穂市社会福祉協議会
	河村 光晴	公募委員
	小森 秀夫	瑞穂市民生委員・児童委員協議会
委員	近藤 奈保美	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂
安貝	徳田 文子	女性の会
	平田 芳子	瑞穂市人権擁護委員
	藤田 佳正	瑞穂市PTA連合会
	馬渕 一弘	瑞穂市自治会連合会
	馬渕 ひとみ	瑞穂市商工会女性部
	和田 恵利子	瑞穂市福祉事務所

任期:令和元年8月20日から令和3年8月19日まで

○ 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
昭和 50 年 (1975 年)	・「国際婦人年世界会 議」(メキシコシティ 一)、「世界行動計 画」採択 ・国連総会「婦人の十 年(1976~1985)」を 決定	·婦人問題企画推進 本部設置 ·「国内行動計画」策 定		
昭和 51 年 (1976 年)				
昭和 52 年 (1977 年)		·「国内行動計画」決定 定 ·「若年定制結婚退職制等改善年次計画」策定 ·「国内行動計画前期重点目標」発表	・民生部児童課に婦 人問題担当窓口設 置 ・婦人問題連絡会議 設置	
昭和 54 年 (1979 年)	・「国連婦人の十年 ESCAP 地域会議」 (ニューデリー)開催 ・国連総会「女子に対 するあらゆる形態の 差別撤廃に関する条 約」採択	・「相続に関する民法 改正要綱試案」公表	・環境部県民生活課 に婦人問題担当配 置 ・第 I 期婦人問題懇 話会設置	
昭和 55 年 (1980 年)	・OECD「婦人の雇用 に関するハイレベル 会議」開催 ・「国連婦人の十年 1980年世界会議」 (コペンハーゲン)開 催 ・「女子差別撤廃条約 (略称)」の署名式	・「女子差別撤廃条 約」署名		
昭和 56 年 (1981 年)	・ILO 総会「男女労働 者特に家族的責任 を有する労働者の機 会均等及び均等 遇に関する条約」及 び「同勧告を採択 ・「女子差別撤廃条 約」発効	・「民法及び家事審判 の一部を改正する法 律」施行 ・「婦人に関する施策 の推進のため国内 行動計画後期重点 目標」決定		
昭和 57 年 (1982 年)		・「国民年金法等の一 部を改正する法律」 成立	·第Ⅱ期婦人問題懇 話会設置	
昭和 58 年 (1983 年)			・「婦人問題に関する 県民の意識調査」の 実施	

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
昭和 59 年 (1984 年)	・「国連婦人の十年E SAP地域会議」(東 京)開催		·第 I 期婦人問題推 進会議設置	
昭和 60 年 (1985 年)	・「国連婦人の 10 年」 最終年世界会議開 催(ナイロビ)	・「国籍及び戸籍法の 一部改正をする法 律」施行 ・「男女雇用機会均等 法」成立 ・「女子差別撤廃条 約」批准		
昭和 61 年(1986 年)		·男女雇用機会均等 法施行	·「岐阜県婦人行動計 画」策定 ·第Ⅲ期婦人問題推 進会議設置	
昭和 62 年 (1987 年)		・「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計 画」策定		
平成元年 (1989 年)	1 4 - 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1		・女性の世紀 21 委員 会設置	
平成2年 (1990 年)	・ナイロビ将来戦略見 直し勧告採択			
平成3年 (1991年)		・「西暦 2000 年に向け ての新国内行動計 画」第一次改定 ・「育児休業法」成立	・「調査研究報告書」 (女性の世紀21委員 会)	
平成4年 (1992 年)		•育児休業法施行	・「どう変わればいい 女性と男性県民意識 調査」実施	
平成5年(1993年)	・「世界人権会議」開催(ウィーン) ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・中学校の家庭科の 男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇 用管理の改善等に 関する法律(パートタ イム労働法)」成立	・「男女共同参画型社 会をめざしての提 言」(女性の世紀 21 委員会)	
平成6年 (1994 年)		・男女共同参画室、男 女共同参画審議会、 男女共同参画推進 本部を設置	・「女と男のはあもにい プランーぎふ女性行 動計画ー」策定 ・岐阜県男女共同参 画社会づくり推進本 部設置	
平成7年 (1995 年)	・第4回世界女性会議 開催(北京)「北京宣 言及び行動綱領」採 択	・ILO 総会にて「156号 条約」批准 ・「育児休業法」改正 「育児・介護休業法」 公布		
平成8年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定・「男女共同参画ビジョン」答申		
平成9年 (1997 年)		・「男女雇用機会均等 法」一部改正 ・男女共同参画審議 会設置法施行	・「男女共同参画に関 する県民意識調査」 実施	

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 10 年 (1998 年)			・「第3次ぎふ女性行動計画への提言」 (女性の世紀21委員会)	
平成 11 年 (1999 年)		·「男女共同参画社会 基本法」成立	・「ぎふ男女共同参画 プラン」策定及び一 部改訂	
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク)「政治 宣言」及び「成果文 書」採択	・「ストーカー規制法」 施行 ・「男女共同参画基本 計画」策定	・「女性に対する暴力 に関する調査」実施	
平成 13 年 (2001 年)		・男女共同参画会議 設置 ・内閣府に男女共同 参画局が新設 ・「配偶者からの暴力 防止及び被害者の 保護に関する法律」 成立、一部施行		
平成 14 年 (2002 年)			・「ぎふ男女共同参画 プラン」一部改訂 ・「男女共同参画に関 する県民意識調査」 実施	
平成 15 年 (2003 年)		・「母子及び寡婦福祉 法等の一部を改正 する法律」施行 ・「次世代育成支援対 策推進法及び少子 化社会対策基本法」 成立	・「岐阜県男女が平等 に人として尊重され る男女共同参画社 会づくり条例」公布	
平成 16 年 (2004 年)		・「配偶者からの暴力 防止及び被害者の 保護に関する法律」 一部改正 ・「育児介護休業法」 改正	·岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定	
平成 17 年 (2005 年)	・第 49 回国際婦人の 地位委員会閣僚級 会議「北京+10」開 催(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休 業法」施行 ・「女性の再チャレン ジプラン」策定 ・「男女共同参画基本 計画(第2次)」閣議 決定		
平成 18 年 (2006 年)	・第 50 回国連婦人の 地位委員会開催(ニューヨーク国連本部) ・東アジア男女共同参 画担当大臣会合の 開催(東京)	・「男女雇用機会均等 法」改正 ・「女性の再チャレン ジ支援プラン」改定	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定・男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称	

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 19 年 (2007 年)	・第 51 回国連婦人の 地位委員会開催(ニ ューヨーク国連本部)	・「配偶者からの暴力 防止及び被害者の 保護に関する法律」 一部改正 ・「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進 のための行動指針」 策定	・「男女共同参画に関 する県民意識調査」 実施	
平成 20 年(2008 年)	・第 52 回国連婦人の 地位委員会開催(ニ ューヨーク国連本部)	・「次世代育成支援対 策推進法」改正 ・「女性の参画加速プ ログラム」		・「瑞穂市男女共同参画推進審議会」設置・「男女共同参画推進会議」「ワーキングチーム」体制整備
平成 21 年 (2009 年)	・第 53 回国連婦人の 地位委員会開催(ニ ューヨーク)		・「第2次岐阜県男女 共同参画計画」策定 ・「岐阜県配偶者から の暴力の防止及び 被害者の保護に関 する基本計画(第2 次)」策定	・「男女共同参画に関 する市民意識調査」 実施
平成 22 年 (2010 年)	・第 54 回国連婦人の 地位委員会(国連 「北京+10」世界閣僚 級会合)開催(ニュー ヨーク)	·「第 3 次男女共同参 画基本計画」閣議決 定		・「瑞穂市男女共同参画基本計画」策定 ・「瑞穂市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」策定
平成 23 年 (2011 年)	・「ジェンダー平等と女性エンパワーメント*のための国連機関 (UN Women)」正式発足			·「瑞穂市男女共同参 画推進条例」施行
平成 24 年 (2012 年)	・第 56 回国連婦人の 地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「男女共同参画に関 する県民意識調査」 実施	・「瑞穂市まちづくり基本条例」施行
平成 25 年 (2013 年)		・「日本再興戦略」の 中核に「女性の活躍 推進」を位置づけ ・「配偶者からの暴力 防止及び被害者の 保護等に関する法 律」一部改正		・「男女共同参画に関 する市民意識調査」 実施

.

^{**} 自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

年	世界の動き	日本の動き	岐阜県の動き	瑞穂市の動き
平成 26 年 (2014 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	·「働〈女性応援会議」 開催 ·「男女雇用機会均等 法」改正	・「岐阜県男女共同参 画計画(第3次)」策 定 ・「岐阜県配偶者から の暴力の防止及び 被害者の保護に関 する基本計画(第3 次)」策定	・「瑞穂市における女 性職員の活躍の推 進に関する特定事業 主行動計画」施行
平成 27 年 (2015 年)	・第 59 回国連婦人の 地位委員会/「北京 +20」記念会合	・「女性の職業生活に おける活躍の推進に 関する法律(女性活 躍推進法)」成立 ・「第 4 次男女共同参 画基本計画」閣議決 定		
平成 28 年 (2016 年)	・G7伊勢志摩サミット にて「女性の能力開 花のための G7行動 指針」の取りまとめ	・「育児・介護休業法 及び男女雇用機会 均等法」等の改正	・「清流の国ぎふ女性 活躍推進計画」策定	・「瑞穂市における女 性職員の活躍の推 進に関する特定事業 主行動計画」施行
平成 31 年 令和元年 (2019 年)			·「岐阜県男女共同参 画計画(第 4 次)」策 定	・「瑞穂市 男女共同 参画に関する市民意 識調査」実施

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画

発行年月:令和2年3月

編集·発行:瑞穂市 企画部 総合政策課

〒 501-0293

岐阜県瑞穂市別府 1288 番地

電 話:058-327-4111(代)

F A X:058-327-7414

